

実施機関 珠洲市長

諮問日 平成31年3月7日

答申日 令和元年9月20日

事件名 奥能登国際芸術祭実行委員会に関する文書の不開示決定に関する件

答申書

第1 審査会の結論

諮問第1号ないし同第3号及び同第5号につき、不開示とした決定については、妥当であるが、諮問第4号につき、奥能登国際芸術祭2017に係る経費のうち株式会社アートフロントギャラリーへの支払にかかる送金伝票を、諮問第6号につき、谷本県知事の奥能登国際芸術祭実行委員会名誉顧問就任承諾書を、それぞれ開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨は、不開示決定がなされた下記の各文書を公開する旨の決定を求めるものである。その理由として、奥能登国際芸術祭実行委員会が珠洲市の一部であるし、また、市長が実行委員長を、企画財政課長が事務局長を務めている、としている。

記

- ① 平成29年度奥能登国際芸術祭実行委員会決算書中、作品製作事業費204,448,937円の明細（諮問第1号）
- ② 平成29年度奥能登国際芸術祭実行委員会決算書のうち、事業収入80,415,789円が珠洲市会計管理者口座に入金された日及び金融機関名（諮問第2号）

- ③ 株式会社NON-GRID及び株式会社現代企画室の会社内容について（諮問第3号）
- ④ 奥能登国際芸術祭2017に係る経費のうち、株式会社アートフロントギャラリーへの支払分の送金伝票（諮問第4号）
- ⑤ 奥能登国際芸術祭2017にかかる事業費のうち、作品ごとの制作費（諮問第5号）
- ⑥ 谷本県知事の奥能登国際芸術祭実行委委員会名誉顧問就任承諾書（諮問第6号）

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、諮問第1号から第6号までの全てに共通して、奥能登国際芸術祭実行委員会が珠洲市情報公開条例第2条第2号に規定する実施機関に該当しない、実施機関としては、それらの文書を所持していない、と説明している。

また、実施機関は、奥能登国際芸術祭実行委員会においても、前記④及び⑥以外の文書は所持していない、と説明している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、諮問第1号から同第6号について、以下のとおり調査審議を行った。

平成31年3月7日 諮問

平成31年4月8日 審議

令和元年7月9日 審議

令和元年8月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1項において、諮問第1号から第6号までに共通する事項についての判断の理由を示し、2項以下において、個別の判断の理由を示す。

1 共通する判断の理由

実施機関は、諮問第1号から第6号までの全てにおいて、実行委員会が珠洲市、珠洲商工会議所ほか関係団体の役員で構成された組織であり、珠洲市情報公開条例第2条第2号に規定する実施機関に該当しないため、仮に実行委員会が保有する情報があったとしても、珠洲市情報公開条例に基づく公開請求の対象となる行政情報には該当しないと主張しており、まず、この点について、判断する。

ところで、本件と同様に実行委員会形態で実施された事業に関する文書の情報公開請求が争われた事案において、名古屋高等裁判所平成15年12月25日判決（平成14年（行コ）第9号実行委員会文書非公開処分取消請求控訴事件）では、当該事案における各実行委員会が地方公共団体の事業執行の一方法たる存在であり、各実行委員会の運営等の事務が地方公共団体の処理すべき事務に含まれるとし、各実行委員会が、地方公共団体とそれ以外の団体により構成され、地方公共団体とは別個独立した権利能力なき社団であったとしても、各実行委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、実施機関が管理している文書であると解するのが相当である旨判示されており、本件においても、前記名古屋高等裁判所で判示されたように、奥能登国際芸術祭実行委員会が珠洲市の事業の一部を実施するものであり、珠洲市情報公開条例第2条（2）の実施機関と同視できるかを検討する。

- (1) 奥能登国際芸術祭は、地方創生を主たる目的とする事業と解されるところ、過疎化や交流人口の減少といった喫緊の課題に直面する珠洲市においては、他の組織の自主性に委ねるべき事業というよりは、まさに珠洲市が地方公共団体として先頭に立って遂行すべき事業と解される。

- (2) 実際、珠洲市では、奥能登国際芸術祭実行委員会に対する負担金

を含めた予算を編成し、当該負担金を支出しており、補助金という形態での支出とはなっていない。また、奥能登国際芸術祭実行委員会の予算に占める珠洲市の負担金等の割合は、かなり大きいものとなっている。

(3) また、当該実行委員会の実行委員長を市長が、事務局長を珠洲市職員が就くなど要職を担っているほか、実際の業務も、かなりの部分を珠洲市の職員が担い、それらの業務のかんりの部分について、珠洲市の庁舎内で行われていた。

(4) さらに、当該実行委員会に関する文書についても、珠洲市の庁舎内において管理保管されている。

(5) 確かに、実行委員会は、珠洲市商工会議所ほかの関係団体により構成される組織であり、本来であれば、当該実行委員会に対して情報公開請求がなされるべきであり、また、情報公開請求に応じるのか否かについても、当該実行委員会にて判断されるべき筋合いのものとも考えられる。しかしながら、上記のような各事実を照らせば、奥能登国際芸術祭実行委員会が珠洲市の事業執行の一方法たる存在であるといえ、したがって、実行委員会として職員が職務上作成し、または取得した文書であっても、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書で、実施機関が管理している文書であって、珠洲市情報公開条例第2条第2号に規定する実施機関に該当するものと解される。

2 各諮問毎の判断の理由

(1) 諮問第1号

公開請求文書は、平成29年度奥能登国際芸術祭実行委員会決算書中、作品製作事業費204,448,937円の明細であるところ、実施機関としてのみならず、実行委員会としても、その明細は所

持していないとのことであり、明細を所持しているものと認めるべき事情等も存しなかった（なお、実行委員会としては、日々の取引を作品製作事業費に仕訳した帳簿を所持しており、その帳簿に基づき作品製作事業費を算出しているとのことであった。）。

したがって、当該文書を不開示とした決定は妥当である。

(2) 諮問第2号

公開請求文書は、平成29年度奥能登国際芸術祭実行委員会決算書のうち、事業収入80,415,789円が珠洲市会計管理者口座に入金された日及び金融機関名である。

ところで、審査請求人は、事業収入が珠洲市の預金口座に入金になっているという事実を前提として、入金口座の公開を求めているものと考えられる。しかしながら、実施機関によれば、平成29年度奥能登国際芸術祭の事業収入については、珠洲市の預金口座に入金になっていないとのことであり、珠洲市の預金口座に入金になっていると認めるべき事情等も存せず、審査請求人は、誤った事実関係を前提として、存在しない文書の情報公開を求めていることとなる。

したがって、当該文書を不開示とした決定は妥当である。

(3) 諮問第3号

公開請求文書は、「株式会社NON-GRID及び株式会社現代企画室の会社内容について」である。

ところで、実施機関は、実施機関としても、実行委員会としても、両社の会社内容に関する文書を所持していないとのことであり、両社の会社内容を所持していると認めるべき事情等も存しなかった。

したがって、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

(4) 諮問第4号

公開請求文書は、奥能登国際芸術祭２０１７に係る経費のうち、株式会社アートフロントギャラリーへの支払分の送金伝票であるところ、実施機関としては所持していないものの、実行委員会において、当該文書を所持しているとのことである。

したがって、１項で述べた理由により、実施機関は、当該文書を開示すべきである。

(5) 諮問第５号

公開請求文書は、奥能登国際芸術祭２０１７にかかる事業費のうち、作品毎の制作費である。

ところで、実行委員会は、株式会社アートフロントギャラリーとの間において、仮設作品と常設作品とに分けて業務委託契約を締結しており、それらの契約では、常設作品全ての制作に係る業務委託費と、仮設作品全ての制作にかかる業務委託費とを支払うこととなっており、個別の作品毎に制作費を定めてその代金を支払うという契約にはなっておらず、また、株式会社アートフロントギャラリーからは、作品毎の制作費も明らかにされていないとのことであり、他に実施機関あるいは実行委員会において、作品毎の明細を所持していると認めるべき事情等も存しなかった。

したがって、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

(6) 諮問第６号

公開請求文書は、谷本県知事の奥能登国際芸術祭実行委委員会名誉顧問就任承諾書であるところ、実施機関としては所持していないが、実行委員会において、当該文書を所持しているとのことである。

したがって、１項で述べた理由により、実施機関は、当該文書を開示すべきである。